

指定居宅介護支援・指定介護予防支援

重要事項説明書

医療法人仁雄会
穂高病院 居宅ケアプランふるる

1. 事業者

事業者の名称	医療法人 仁雄会
法人所在地	長野県安曇野市穂高4634
法人種別	医療法人
代表者氏名	理事長 古川 厚
電話番号	0263-82-2474

2. 事業の目的と運営の方針

介護保険法等の関係法令に従い、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営む為に、必要な医療保険サービスまたは福祉サービス等の適切な利用ができるよう、適切な居宅介護支援及び介護予防支援（以下、「居宅介護支援等」という。）のサービスを提供することを目的とします。

その運営に際しては、当該利用者等の依頼を受けてその居宅を訪問し、その心身の状況、その置かれている環境等の課題分析を通じ、利用者及びその家族の希望を勘案して、厚生労働省令で定めた居宅サービス計画及び介護予防計画（以下、「居宅サービス計画等」という。）を作成すると共に、その計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者との連絡調整その他便宜を図ります。

また、関係市町村や地域包括支援センター及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携及び連絡調整を行い、総合的なサービスの提供に努めます。

3. 概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	穂高病院 居宅ケアプランふるる
所在地	長野県安曇野市穂高4303-1 北棟2階
電話番号	0263-31-6811
FAX番号	0263-31-6718
開設年月日	2025年 7月1日
介護保険事業所番号	2074001419
管理者	和田 英三
サービス提供地域	穂高地区を中心とした安曇野市全域及び近隣市町村

(2) 職員体制

従業員の種別	区分	業務内容	人数
管理者兼 主任介護支援専門員	常勤	事業所の運営及び業務全般の管理 居宅介護支援サービス等に係る業務	1名
介護支援専門員	常勤	居宅介護支援サービス等に係る業務	1名

(3) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日 ただし、国民の休日（振替休日を含む）、 12月30日から1月3日までを除く
営業時間	午前8時30分から午後5時30分
連絡先	0263-31-6811

(4) 居宅介護支援等サービスの実施概要

事項	備 考
課題分析の方法	全社協・在宅版ケアプラン作成方法検討委員会が作成した「居宅サービス計画ガイドライン」のアセスメント方式を使用し、詳細な情報収集・分析を行います。厚生労働省の標準課題項目に準じて、要介護認定を受けている者には少なくとも月1回以上、要支援認定を受けている者には少なくとも3ヶ月に1回以上、利用者の居宅を訪問し、適切な期間に計画の実施状況を把握します。
研修の参加	現任研修等、資質向上のため必要な研修に計画的に参加します
担当者の変更	担当の介護支援専門員の変更を希望する方は対応可能です

(5) 利用料金及び居宅介護支援費

居宅介護支援費（I）

居宅介護支援費（i）	取り扱い件数 45 件未満	要介護 1・2	1086 単位
		要介護 3・4・5	1411 単位
居宅介護支援費（ii）	取り扱い件数 45 件以上 60 件未満	要介護 1・2	544 単位
		要介護 3・4・5	704 単位
居宅介護支援費（iii）	取り扱い件数 60 件以上	要介護 1・2	326 単位
		要介護 3・4・5	422 単位

居宅介護支援費（Ⅱ）一定の情報通信の活用及び事務職員を配置している場合

居宅介護支援費（i）	取り扱い件数 50 件未満	要介護 1・2	1086 単位
		要介護 3・4・5	1411 単位
居宅介護支援費（ii）	取り扱い件数 50 件以上 60 件未満	要介護 1・2	527 単位
		要介護 3・4・5	683 単位
居宅介護支援費（iii）	取り扱い件数 60 件以上	要介護 1・2	316 単位
		要介護 3・4・5	410 単位

介護予防支援費

介護予防支援費（I）	包括支援センターが指定介護予防支援を行う場合	442 単位
介護予防支援費（ii）	指定介護予防支援事業者が指定介護予防支援を行う場合	472 単位

(6) 特定事業所加算

算定要件		加算 I 519 単位	加算 II 421 単位	加算 III 323 単位	加算 A 114 単位
①	常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置している	2名以上	1名以上	1名以上	1名以上
②	常勤かつ専従の介護支援専門員を配置している	3名以上	3名以上	2名以上	1名以上 ※
③	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達事項等を目的とした会議を定期的に開催する	○	○	○	○
④	24 時間の連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している	○	○	○	連携でも可
⑤	算定日が属する月の利用者総数のうち要介護 3～要介護 5 である者が 4 割以上である	○	-	-	-
⑥	当該居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施している	○	○	○	連携でも可
⑦	地域包括支援センターから支援困難な事例を紹介された場合においても居宅介護支援を提供している	○	○	○	○
⑧	家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加している	○	○	○	○

⑨	居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていない	○	○	○	○
⑩	指定居宅介護支援事業所において、指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員 1人当たり 45名未満（居宅介護支援（II）を算定している場合は 50名未満）である	○	○	○	○
⑪	介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等の協力または協力体制を確保している	○	○	○	連携でも可
⑫	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等実施している	○	○	○	連携でも可
⑬	必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している	○	○	○	○

※常勤：1名以上、非常勤：1名以上 非常勤は他事業所との兼務可

(7) 加算について

初回加算	新規として取り扱われる計画を作成した場合、または要介護認定区分が 2 区分以上変更された時に新たに計画を作成した場合	300 単位
入院時情報連携加算（I）	病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	250 単位
入院時情報連携加算（II）	病院又は診療所に入院した翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	200 単位
退院・退所加算（I）イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により 1 回受けた場合	450 単位
退院・退所加算（I）ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンスにより 1 回受けている場合	600 単位
退院・退所加算（II）イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により 2 回受けている場合	450 単位
退院・退所加算（II）ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を 2 回受けており内 1 回はカンファレンスによること	750 単位
退院・退所加算（III）	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を 3 回受けしており内 1 回はカンファレンスによること	900 単位
ターミナルケアマネジメント 加算	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上居宅を訪問し、心身状況等の情報を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けたサービス事業者へ提供した場合 ※当該加算が見込まれると判断された場合においては、改めて加算の内容と当該期間について 24 時間体制で支援を行うことを書面にて説明し、本人家族の同意を得ます。	400 単位
緊急時居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅	200 単位

	サービス等の利用調整を行った場合	
特定事業所医療介護連携加算	(1) 前々年度の3月から前年度の2月までの間において退院・退所加算の算定に係る病院等との連携の回数（情報の提供を受けた回数）の合計が35回以上 (2) 前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定 (3) 特定事業所加算（I）～（III）を算定していること	125単位
通院時情報連携加算	利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に対して利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で居宅サービス計画に記録した場合	50単位

※居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時にケアマネジメント業務を行ったものの、利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合、居宅サービス計画等の原案の作成やサービス担当者会議における検討等、必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが行われたものと同等に取り扱うことが適当と認められるケースについては、居宅介護支援の基本報酬の算定をさせていただく場合があります。

※居宅介護支援利用料金は、介護保険制度から全額給付されますので自己負担はありません。ただし、介護保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合、1ヶ月につき要介護度に応じてお支払いいただく場合があります。

（8）交通費

通常のサービス提供地域は無料。実施地域以外の場合、1kmあたり30円をご負担いただきます。

4. 利用者からの相談または苦情に対する窓口

（1）当事業所相談窓口

相談窓口	穂高病院 居宅ケアプランふるる
担当者	管理者：和田 英三
電話番号	0263-31-6811

（2）円滑かつ迅速に苦情処理を行う対応方針等

苦情があった場合は直ちに連絡を取り、詳しい事情を聞くとともに、担当者およびサービス事業者から事情を確認します。また、管理者が必要と判断した場合は、管理者等を含み検討会議を実施し、検討の結果および具体的な回答を直ちに苦情主訴者に伝え、納得がいくような理解を求めます。

（3）苦情があったサービス事業者に対する対応方針等

サービス事業者よりの対応状況も正確に確認するとともに、その苦情の真の原因を突き止め、よりよいサービスが提供されるよう、充分な話し合い等を実施します。また、定期的にサービス事業者を訪問し、円滑な対応が図れるようにします。

(4) 苦情申立機関

安曇野市 高齢者介護課	所在地	長野県安曇野市豊科 6000 番地
	電話番号	0263-71-2472
松本市 高齢福祉課	所在地	長野県松本市丸の内 3-7
	電話番号	0263-34-3213
長野県 国民健康保険 団体連合会	所在地	長野県長野市西長野字加茂北 143-8
	電話番号	026-238-1580

5. 事故発生時の対応

事業者の過誤及び過失の有無に関らず、サービス提供の過程において発生した利用者の身体的又は精神的に通常と異なる状態でサービス提供事業者から連絡があった場合は下記の通り対応をします。

①事故発生の報告

事故により利用者の状態に影響する可能性がある場合は、速やかに市町村（保険者）に報告します。

②処理経過及び再発防止策の報告

①の事故報告を行った場合は、処理経過、事故発生の原因及び再発防止策を策定し市町村（保険者）に報告します。なお、軽微な事故にあってもその事故についての検証を行い、再発防止に努めます。

6. 緊急時の対応方法

事業者はサービス事業者から緊急の連絡があった場合には、あらかじめ確認している連絡先及び医療機関に連絡を行い指示に従います。

7. 主治の医師及び医療機関等との連絡

事業者は利用者の主治の医師及び関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。そのことで利用者の疾患に対する対応を円滑に行うことを目的とします。この目的を果たすために、以下の対応をお願いいたします。

①利用者の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険証またはお薬手帳等に、当事業所名および担当の介護支援専門員がわかるよう、名刺を添付する等の対応をお願いいたします。

②入院時には、ご本人またはご家族から、当事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えていただきますようお願いいたします。

8. 秘密の保持

①事業者は、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービス提供する上で知り得た利用者及び家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

②事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。

③事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

9. 利用者自身によるサービスの選択と同意

①利用者自身がサービスを選択することを基本に支援しサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者または家族に対して提供するものとします。

・指定居宅介護支援等の提供の開始に際し、予め利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることが出来ること、利用者は居宅サービス計画等に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めるすることができます。

・特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めるうことなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画等の原案を提示することはいたしません。

・居宅サービス計画等の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、指定居宅サービス等の担当者からなる、サービス担当者会議の招集ややむを得ない場合には照会等により、当該居宅サービス計画等の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求め、利用者及び当該サービス担当者との合意を図ります。

②末期のがんと診断された場合であって、日常生活上の障害がおおよそ1ヶ月以内に出現すると主治の医師等が判断した場合、利用者又はその家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅を訪問させていただき、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施します。その際に把握した利用者の心身の状態を記録し、主治の医師や居宅サービス計画等に位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々の状態に即したサービス内容の調整等を行います。

10. 虐待防止の為の措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

①虐待防止に関する担当者を選定。

虐待防止に関する担当者	管理者：和田 英三
-------------	-----------

②虐待防止委員会を開催し、その結果について従業員に周知徹底を図ります。

③高齢者虐待防止の為の指針の整備。

④虐待防止研修の実施。

11. 身体的拘束等の原則禁止

利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

12. 業務継続を向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

13. サービス利用にあたっての禁止事項について

利用者、家族、関係者等において次に掲げるいずれの事由が発生した場合には、やむを得ずサービスを終了する場合があります。

①従業員に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。

②パワーハラスマント、セクシャルハラスマントなどの行為。

③サービス利用中に従業員の写真や動画撮影、録音など無断でSNSなどに掲載すること。

【説明確認欄】

20 年 月 日

サービス契約の締結にあたり、上記の通り重要事項を説明いたしました。

事業者

所在地 長野県安曇野市穂高 4303-1 北棟 2 階

法人名 医療法人 仁雄会

事業所名 穂高病院 居宅ケアプランふるる

代表者名 和田 英三

説明者氏名

サービス契約の締結にあたり、重要事項説明の交付および説明を受け、上記の内容に同意しました。

利用者

住所

氏名

代理人

住所

氏名

続柄()